

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度岡山都市圏交通円滑化検討業務																
業 務 概 要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1. 計画準備</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>2. GOOD ROUTEの検討・実施及び効果検証</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>3. 倉敷美観地区における渋滞対策の検討・実施と効果検証</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>4. TDMの検討・実施と効果検証</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>5. スマート通勤おかやまの資料作成及び効果検証</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>6. ラジオ放送運営支援</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>7. 広報の検討・実施と効果検証</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>8. 報告書作成</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>	1. 計画準備	一式	2. GOOD ROUTEの検討・実施及び効果検証	一式	3. 倉敷美観地区における渋滞対策の検討・実施と効果検証	一式	4. TDMの検討・実施と効果検証	一式	5. スマート通勤おかやまの資料作成及び効果検証	一式	6. ラジオ放送運営支援	一式	7. 広報の検討・実施と効果検証	一式	8. 報告書作成	一式
1. 計画準備	一式																
2. GOOD ROUTEの検討・実施及び効果検証	一式																
3. 倉敷美観地区における渋滞対策の検討・実施と効果検証	一式																
4. TDMの検討・実施と効果検証	一式																
5. スマート通勤おかやまの資料作成及び効果検証	一式																
6. ラジオ放送運営支援	一式																
7. 広報の検討・実施と効果検証	一式																
8. 報告書作成	一式																
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 大胡 賢一 岡山市北区富町二丁目19-12																
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 5 日																
契 約 業 者 名	日本工営 (株)																
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区麴町5-4																
契 約 金 額	44,385,000円 (税込み)																
予 定 価 格	44,385,000円 (税込み)																
随意契約によることとした理由	別紙のとおり																
業 務 場 所	岡山国道事務所管内																
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務																
履 行 期 間 (自)	令和 8 年 4 月 1 6 日																
履 行 期 間 (至)	令和 9 年 2 月 2 6 日																
備 考																	

契 約 理 由 書

1. 契約業者名：日本工営株式会社

2. 業務の名称：令和8年度岡山都市圏交通円滑化検討業務

3. 契約理由：

本業務は、岡山都市圏において過年度より実施しているソフト施策（スマート通勤おかも）や岡山倉敷都市圏モビリティ・マネジメント検討会に係る資料作成・分析等を行うとともに、観光地等における渋滞対策などの整理・検討を行う業務である。

業者の選定にあたっては、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、他社より優れていると判断したため、上記業者と契約することが妥当である。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と契約を行うものである。